

(吸収合併様式)

年 月 日

高知県知事 様

事務所の所在地
宗教法人「 A 」
代表役員

事務所の所在地
宗教法人「 B 」
代表役員

連絡先（電話）

合併認証申請書

宗教法人「A」と宗教法人「B」との合併（Aが存続）をしたいので、宗教法人法第38条の規定により、（その変更しようとする事項を示す書類3通に）下記関係書類を添えて合併の認証を申請します。

記

I 宗教法人「A」

- 1 合併の決定について規則で定める手続（規則に別段の定めがない場合は、法第19条の規定による手続）を経たことを証する書類
 - (1) 責任役員会議事録（写し）
 - (2) その他の機関の議事録又は同意書（写し）
 - (3) 包括宗教団体の承認書（写し）
- 2 法第34条第1項の規定による公告をしたことを証する書類
 - (1) 公告証明書
 - (2) 合併公告（写し）
 - (3) 公告の写真
- 3 法第34条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
 - (1) 証明書
 - (2) 財産目録
 - (3) 貸借対照表
- 4 法第34条第3項の規定による手続を経たことを証する書類
 - (1) 公告証明書
 - (2) 公告（写し）
 - (3) 公告の写真
 - (4) 催告証明書
 - (5) 催告書（写し）
- 5 法第34条第4項の規定による手続を経たことを証する書類（債権者に対する処置を行ったことの証明書）

6 法第35条第1項の規定による手続を経たことを証する書類（規則の変更を行う場合）

- (1) 責任役員会議事録（写し）
- (2) その他の機関の議事録又は同意書（写し）
- (3) 包括宗教団体の承認書（写し）

7 法第36条において準用する法第26条第2項の規定による公告をしたこと及び同条第3項の規定による承認を受け、又は通知をしたことを証する書類

- (1) 公告証明書
- (2) 承認書（写し）
- (3) 通知書（写し）

8 合併理由書

9 合併契約書（写し）

10 宗教法人規則（写し）

II 宗教法人「B」

- 1
 - 2
 - 3
 - 4
 - 5
 - 6 宗教法人規則（写し）
- I に準ずる

(注) 1 合併に伴い規則を変更する場合は、本文括弧内に示したとおり「変更しようとする事項を示す書類」を添付すること。

2 添付書類1並びに添付書類6の「(2)その他の機関の議事録又は同意書(写し)」及び「(3)包括宗教団体の承認書(写し)」は、規則にその手続を要する定めがある場合に添付すること。

3 知っている債権者がいない場合は催告を要しないので、添付書類4の「(4)催告証明書」に代えて、知っている債権者がいない旨記載した書類を添付すること。

4 異議を申し述べた債権者がいない場合は、添付書類5に代えて、その旨記載した書類を添付すること。

5 添付書類6は、合併に伴い規則を変更する場合に添付すること。

6 添付書類7は、合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止する場合に添付すること。

写しには、原本証明をしてください（公告を除く。）。

※原本証明の例

本書は原本と相違ないことを証明します。	
年 月 日	宗教法人 代表役員

(新設合併様式)

年 月 日

高知県知事 様

事務所の所在地
宗教法人「 A 」
代表役員

事務所の所在地
宗教法人「 B 」
代表役員

連絡先 (電話)

合併認証申請書

宗教法人「A」と宗教法人「B」とが合併して、宗教法人「C」を設立したいので、宗教法人法第38条の規定により、規則4通に下記関係書類を添えて合併の認証を申請します。

記

- 1 合併の決定について規則で定める手続（規則に別段の定めがない場合は、法第19条の規定による手続）を経たことを証する書類
 - (1) 責任役員会議事録（写し）
 - (2) その他の機関の議事録又は同意書（写し）
 - (3) 包括宗教団体の承認書（写し）
- 2 法第34条第1項の規定による公告をしたことを証する書類
 - (1) 公告証明書
 - (2) 合併公告（写し）
 - (3) 公告の写真
- 3 法第34条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
 - (1) 証明書
 - (2) 財産目録
 - (3) 貸借対照表（事業を行う場合）
- 4 法第34条第3項の規定による手続を経たことを証する書類
 - (1) 公告証明書
 - (2) 公告（写し）
 - (3) 公告の写真
 - (4) 催告証明書
 - (5) 催告書（写し）
- 5 法第34条第4項の規定による手続を経たことを証する書類（債権者に対する処置を行ったことの証明書）

- 6 法第35条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
- (1) 選任証明書
 - (2) 被選任者による規則作成証明書
- 7 合併後成立する団体（C）が宗教団体であることを証する書類（証明書）
- 8 法第35条第3項の規定による公告をしたことを証する書類（公告証明書）
- 9 法第36条において準用する法第26条第2項の規定による公告をしたこと及び同条第3項の規定による承認を受け又は通知をしたことを証する書類
- (1) 公告証明書
 - (2) 承認書（写し）
 - (3) 通知書（写し）
- 10 合併によって設立される宗教法人「C」の代表役員及び責任役員就任受諾書
- 11 代表役員及び責任役員に就任を予定されている者が欠格条項に該当しないことを証する書類（身分証明書、誓約書等）

- (注) 1 添付書類1の「(2)その他の機関の議事録又は同意書（写し）」及び「(3)包括宗教団体の承認書（写し）」は、規則にその手続を要する定めがある場合に添付すること。
- 2 知っている債権者がいない場合は催告を要しないので、添付書類4の「(4)催告証明書」に代えて、知っている債権者がいない旨記載した書類を添付すること。
- 3 異議を申し述べた債権者がいない場合は、添付書類5に代えて、その旨記載した書類を添付すること。
- 4 添付書類9は、合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止する場合に添付すること。

写しには、原本証明をしてください（公告を除く。）。

※原本証明の例

本書は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人

代表役員